

**監視円卓会議委員のご意見及びそれに対する考え方**  
**(福島県対策地域内の高濃度 PCB 廃棄物の処理について)**

※ 前回（第 54 回）円卓会議の中で回答したものについても、一部回答を補足して掲載しています。

No.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
1	<p>保管場所というのは 19 か所あるが、（現地調査が行われた）南相馬は環境省の測定値もなく、（残りの）18 か所は何も分からない。このような状況で「安全であるから受け入れます」という判断はできない。</p> <p style="text-align: right;">【A 委員】</p>	<p>ご指摘のとおり南相馬以外の保管場所 18 か所についての現地調査は行っていませんが、聞き取りと保管場所に係る関係資料の確認を行っております。</p> <p>環境省の方針を妥当と回答したことについては、「すべての処理対象物の表面汚染密度を測定し、4Bq/cm<sup>2</sup>を超えるものは持ち込まない」などとした処理方針が遵守されることを前提としたものであり、こうした処理方針が遵守される限りは、安全性は確保されるものと考えています。</p> <p>なお、道としても、この表面汚染密度の測定結果をしっかりと確認するとともに、独自の環境モニタリングを行うなどして、道民の皆様の安全や安心が確保されるよう努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">【北海道】</p>
2	<p>中央環境審議会の意見具申に対する環境省の考え方からすると、ここ（JESCO 北海道 PCB 処理施設）に福島の放射線物質汚染対処特措法（に係る廃棄物）は持ち込めないと思うが、説明がない。</p> <p style="text-align: right;">【A 委員】</p>	<p>放射性物質汚染対処特措法第 7 条に基づく基本方針では、「現行の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく廃棄物の処理体制、施設等を可能な範囲で積極的に活用し、事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理を進めていくことが重要である。」とされており、この基本方針を踏まえて、表面汚染密度が 4 Bq/cm<sup>2</sup>以下で放射性物質による影響がなく、安全性が十分確保されている福島県対策地域内の高濃度 PCB 廃棄物の処理を、PCB 廃棄物処理基本計画に基づき、JESCO 北海道事業所で処理することとしています。</p> <p style="text-align: right;">【環境省】</p>

No.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
3	<p>(道の) この内容については、以前発表されたものと何も変わっていない。監視円卓会議が3回開かれ、市民説明会で176名が参加している様々な市民の発言があったが、非常に任意にしか意見が抽出されていないという点では、これはもう1回やり直した方がいい。</p> <p style="text-align: right;">【B 委員】</p>	<p>道の説明資料(第54回監視円卓会議:資料2)においては、資料の取りまとめの関係から、主な意見を抽出して掲載しておりますが、監視円卓会議の議事録については、室蘭市のwebページで公開されているほか、住民説明会及び環境省のパブリックコメントの結果については、環境省のwebページにおいて公開されており、環境省からは「これらの御意見について十分に検討し、処理方針へ反映した」との説明を受けております。</p> <p style="text-align: right;">【北海道】</p>
4	<p>環境省に、保管されている機器の形式から一連の資料を全部我々に公開してほしいということをお願いしているが、いまだに回答はない。しかし、(当日の)道の話だと、(道は)データを持っているという。この矛盾はどこで出てきたのか。</p> <p style="text-align: right;">【B 委員】</p>	<p>前回の監視円卓会議における「19か所の一覧」との発言は、当日も補足説明させていただいたとおり19か所の保管場所の名称・住所等に係る一覧を念頭においたものであり、ご指摘にあるような保管されている機器の形式等をまとめた資料ではございません。</p> <p style="text-align: right;">【北海道】</p> <p>※ 資料2-4別紙1として、環境省から現時点での一覧の提供があります。</p>
5	<p>道は、必要な行政文書をつくって、環境省に(調査を)認めてほしいという申入れ的な文書があるはずだが、それが公表されていない。正確な情報が我々に公開されていない。そういう点では、今日急いで監視円卓会議が開かれたことも疑問。</p> <p style="text-align: right;">【B 委員】</p>	<p>令和3年11月11日及び12日に実施した現地確認について、環境省に調査を申し入れた文書はございません。</p> <p>なお、調査の内容については、環境省福島地方環境事務所と電話等でやり取りを行い決定させていただきました。</p> <p style="text-align: right;">【北海道】</p>
6	<p>(現地調査に同行した)有識者に関し監視円卓会議の委員(吉田委員)を選んでいる。監視円卓会議の中で、監視円卓会議として福島の状況を視察したらどうかという意見がでていた中で、道の独自の判断でそれら(吉田委員の選定)が行われており、意見を尊重したという形に見えない。</p> <p style="text-align: right;">【B 委員】</p>	<p>有識者への意見聴取は、放射線科学や廃棄物処理に関する専門的知識を有する専門家に依頼したものです。</p> <p>廃棄物処理については、廃棄物処理の専門家である吉田先生にお願いすることとし、道が実施した現地調査にもご同行いただきましたが、吉田先生は円卓会議の副座長でもありますので、結果としては、前々回(第53回)における「円卓会議や室蘭市の責任者が現地で確認」や「民間の方あるいは先生方でもいいと</p>

No.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
		<p>思うのですが、(中略) 現地で確認をする」といったご意見を踏まえた形となっているものと考えてございます。</p> <p style="text-align: right;">【北海道】</p>
7	<p>現地視察について、吉田先生に行っていたのは大変良かったが、もう少し大人数でもよかったのではないかという印象がある。</p> <p style="text-align: right;">【C 委員】</p>	<p>ご意見として承ります。</p> <p style="text-align: right;">【北海道】</p>
8	<p>保管場所がほかに 18 か所あるということで、それを調べることはなかなか大変。保管されている小屋でそれを確認して、むき出しにして中を確認するという作業がある可能性がある。その(確認)作業はどんなふうになっているのか。</p> <p style="text-align: right;">【C 委員】</p>	<p>各保管場所へ実際に伺い、事前の現地調査として、目視で数量や大きさ、銘板、保管状況等の確認を行っています。</p> <p style="text-align: right;">【環境省】</p>
9	<p>ほかに 18 か所の保管場所があるとのことだが、そのすべてに放射性物質に汚染されたものがあるのか。</p> <p style="text-align: right;">【C 委員】</p>	<p>汚染されているかについては、表面汚染密度の測定結果を確認する必要がありますが、他の 18 か所の保管場所にも、現地確認を行った保管場所と同様の処理対象物が保管されているものと承知しています。</p> <p style="text-align: right;">【北海道】</p>
10	<p>PCB 廃棄物については、漏れ防止型密封容器への格納が必要だと認識しているが、現地ではそうなっているのかという疑問がある。(現地で使用されている) ペール缶はかなり薄いと思うが、ペール缶(を利用した保管)でよいのか。</p> <p style="text-align: right;">【C 委員】</p>	<p>PCB 廃棄物の保管には、廃棄物処理法第 12 条の 2 第 2 項に基づく「特別管理産業廃棄物保管基準」が適用されます。同基準には飛散・流出・地下浸透防止や、揮発・腐食防止などが定められており、基準を満たしている限りはペール缶等での保管も認められます。</p> <p style="text-align: right;">【北海道】</p>
11	<p>増設施設のばいじんについては、放射能レベルをずっとモニタリングすることになると思うが、今の測定では「<math>&lt;0.002\text{g}/\text{m}^3</math>」という形であり、サンプリングの量が少ないので、今後は試料の量をもっと増やして、もう少し検出限界を上げてモニタリングをしていくことになると思う。この辺の精度を上げるということを今後検討していただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【D 委員】</p>	<p>令和 3 年度に実施した増設施設プラズマ排気中のばいじん濃度はいずれも定量下限未満(酸素補正後で<math>&lt;0.002\text{g}/\text{m}^3</math>)となっておりますが、実際に捕集されたばいじんの量は、秤量の感量(0.0001g)未満であった 2 回の測定を除き、約 1 時間の吸引で 0.0001g~0.0006g となっております。ばいじんの捕集自体はできております。</p> <p style="text-align: right;">(資料 2-3 参照)</p>

No.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
		<p>なお、排ガス中の放射能濃度の測定については、環境省の「放射能濃度等測定方法ガイドライン」に基づき実施することとしており、上記ばいじんとは別に、必要な吸引流量（15L/min 以下×240 分（4 時間）、合計 3,000L 程度）を確保して試料採取を行い、ガイドラインが定める検出下限値の目標値（2Bq/m<sup>3</sup>）よりも精度の高い 1Bq/m<sup>3</sup> 以下の検出下限値が得られています。</p> <p style="text-align: right;">【JESCO】</p>
12	<p>PCB特措法は平成 13 年 7 月にスタートして、原発が被災したのが 2011 年ですから 2001 年から 2011 年までに PCB を保管している。また、仮置場に（PCB 廃棄物を）移動したのは 5 年ほど前とのこと。</p> <p>発災後、仮置き場に移る前のものはどの程度あるのか。また、仮置場ができて、まっすぐ仮置場に入れたものはどの程度あるのか。</p> <p style="text-align: right;">【C 委員】</p>	<p>（資料 2-4 別紙 2 参照）</p> <p style="text-align: right;">【環境省】</p>
13	<p>（福島県対策地域内の高濃度 PCB 廃棄物の処理について）スケジュールの変更はないのか。</p> <p style="text-align: right;">【C 委員】</p>	<p>（資料 2-4 参照）</p> <p style="text-align: right;">【環境省】</p>
14	<p>（福島県対策地域内の高濃度 PCB 廃棄物の処理について）輸送手段についてはどうするのか。</p> <p style="text-align: right;">【C 委員】</p>	
15	<p>断定的説明が多いが、もっとかみ砕いて、いろいろな形で住民の理解を得られる活動を展開し、わかりやすい説明に腐心していただくことが大事。住民への説明が十分とは言い切れない。室蘭市からの積極的な発信も効果的ではないか。</p> <p style="text-align: right;">【欠席した E 委員からのご意見】</p>	<p>今後も「PCB 円卓会議だより」や関係機関の web ページなどを活用して、積極的な情報発信に努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">【環境省・室蘭市・北海道】</p>